指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
15623	ダイハツ　ＣＢ　Ａ－Ｌ275Ｓ	ダイハツ工業株式会社	大阪府池田市ダイハツ町１番１号
15625	ダイハツ　ＣＢ　Ａ－Ｌ285Ｓ	〃	〃
16188	スバル　ＣＢＡ－　Ｌ275Ｆ	〃	〃
16190	スバル　ＣＢＡ－　Ｌ285Ｆ	〃	〃

○国土交通省告示第九百三十一号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十三年九月九日　　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
自Ｇ－2246	一酸化炭素等発散防止装置　ヲヨタ　ＤＢＡ－１ＮＺＦＥ19	ヲヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市ヲヨタ町１番地
自Ｇ－2247	一酸化炭素等発散防止装置　ヲヨタ　ＤＢＡ－１ＮＺＦＥ20	〃

○国土交通省告示第九百三十三号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十三年九月九日　　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
自Ｇ－1724	一酸化炭素等発散防止装置　三菱　Ｍ－３Ｇ836ＨＢＤ	三菱自動車工業株式会社　東京都港区芝五丁目33番８号

○国土交通省告示第九百三十四号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十三年九月九日　　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
自Ｇ－2259	一酸化炭素等発散防止装置　ヲヨタ　ＣＢＡ－１ＴＲ－ＦＥ１	ヲヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市ヲヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百三十五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十三年九月九日　　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
自Ｇ－2112	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＤＢＡＫＦ－ＶＥ－10	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町１番１号
自Ｇ－2114	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＣＢＡＫＦ－ＶＥ－４	〃

○国土交通省告示第九百三十六号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十三年九月九日　　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
自Ｇ－2129	一酸化炭素等発散防止装置　ダイハツ　ＤＢＡＫＦ－ＶＥ－11	ダイハツ工業株式会社　大阪府池田市ダイハツ町１番１号

○国土交通省告示第九百三十七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十三年九月九日　　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ｅ43－39Ｒ－000016	速度計　ヲヨタ　Ｂ５（ＪＰ）	ヲヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市ヲヨタ町１番地

○国土交通省告示第九百三十八号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十三年九月九日　　国土交通大臣　前田　武志

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
自ＧＳ－389	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　ＰＫＸＬ06．６ＰＪ２	キャタピラー・パワー・システムズ・インク　神奈川県相模原市田名3700番地
自ＧＳ－402	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　ＰＫＸＬ04．４ＮＨ１	〃
自ＧＳ－403	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　ＰＫＸＬ06．６ＰＪ１	〃
自ＧＳ－408	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　ＰＫＸＬ04．４ＮＪ１	〃
自ＧＳ－415	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　ＰＫＸＬ04．４ＮＪ２	〃
自ＧＳ－507	一酸化炭素等発散防止装置　キャタピラー　Ｃ18－ＩＮＤ	〃

○国土交通省告示第九百三十九号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第百十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十三年八月二十六日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十三年九月九日　　国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｍ－272号	船舶発生油等焼却設備	ＯＳＧ－600ＳＤＡ	株式会社サンフレム	京都府宇治市大久保町西ノ端１番30

○国土交通省告示第九百四十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年九月九日　　国土交通大臣　前田　武志

事業場の名称	事業場の所在地	認定の種類	認定に係る物件の範囲	有効期間
NAKASHIMA VIETNAM CO., LTD. DIHNVU FACTORY	Land Plot CN2. 2B, Dinhvu I.Z., Hai An Dist., Hai Phong City, VietNam	製造認定	プロペラ（直径2500ミリメートル以下の固定ピッチプロペラ及び直径3200ミリメートル以下の可変ピッチプロペラの羽根に限る。）	平成23年８月29日から平成28年８月28日まで